米国の核政策の動向

～８年ぶりの「核態勢の見直し（ＮＰＲ）」を読み解く～

外交防衛委員会調査室　客員調査員　川上（かわかみ）　高司（たかし）

（拓殖大学海外事情研究所　教授）

１．オバマ大統領の核政策－「核のない世界」「核のある世界」－

オバマ大統領は2009年４月５日のプラハ演説で、「核のない世界」の実現へ向けて具体的な措置を講じることを訴えた。また、それと同時に「私の生きている間は実現されないだろう」と述べて当分の間は「核のある世界」が継続することを喚起した[1]。

すなわちオバマは「核のない世界」と「核のある世界」の２つの世界があることを述べたのである。「核のない世界」は目指すべき目標として掲げ、それを達成するべく具体的措置をとりながら、それまでの間、「核兵器のある世界」での確実な抑止を維持するというレトリックでオバマ大統領は核政策を展開する。

オバマ大統領のプラハ演説は、ペリー元国防長官、シュルツ元国務長官、キッシンジャー元国務長官、ナン議員の「四賢人」の「核のない世界」への具体的な提言が下敷きとなっている。「四賢人」は、2007年１月４日[2]と2008年１月15日[3]のウォールストリート・ジャーナル紙に「核兵器のない世界を目指すべきである」との見解を提示した。米国の核抑止戦略を構築し運用した当事者達が「核報復の脅しによる抑止戦略はもはや時代遅れになり、核兵器に依存することは今や危険で非能率的になっている」と指摘したことは米国内だけではなく世界に衝撃を与え、一気に「新たな核問題」に焦点があたることとなった。

その論議の背景には「核の役割」が変化したという認識があった。冷戦時代の「核の役割」は、米ソ両国が「核による恐怖の均衡」（ＭＡＤ体制）を維持することであった。ここでは、戦略兵器制限交渉（ＳＡＬＴ）、戦略兵器削減条約（ＳＴＡＲＴ）、弾道ミサイル迎撃システム制限条約（ＡＢＭ）、中距離核戦力全廃条約（ＩＮＦ）、部分的核実験禁止条約（ＰＴＢＴ）等で軍縮・軍備管理が行われたが、あくまでも米ソ間の戦略的パリティーを維持するというのが核の役割であった。この米露間のＭＡＤシステムにより全面戦争は回避されてきたのである。

しかしながら、ソ連の崩壊により冷戦が終焉し、旧ソ連からの核物資や核技術の拡散が

---

[1] http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks-By-President-Barack- Obama-In-Prague-As-Delivered/(アクセス/9/1/09)

[2] George Shultz, William Perry, Henry Kissinger and Sam Nunn, “A World Free of Nuclear Weapons,” *The Wall Street Journal*, 1/4/2007.

[3] George Shultz, William Perry, Henry Kissinger and Sam Nunn, “A World Free of Nuclear Weapons,” *The Wall Street Journal*, 1/15/2008.

深刻な国際安全保障上の脅威となった。さらに「ならず者国家」(rouge states)[4]への核の拡散、さらには9.11テロ以後にはテロリストへの核の流出が懸念されることとなった。それに加えて、インドやパキスタンなどの核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）未加盟国による核実験・保有、さらには北朝鮮やイランの核開発・保有への動きが出てくると核拡散への懸念は一層強まり、核の役割は低下した。その結果、「核による抑止力の有効性はますます低下する一方で危険性は増大している（シュルツ、キッシンジャー)」わけである。今の米国にとり安全保障上の問題は核による軍事的卓越よりも、核テロの防止にある。核テロを防止するために不拡散体制を強化すると同時に核軍縮が必要だという認識が生まれてきたわけである。

オバマ政権の核政策はリベラリストとリアリストのハイブリッド（折衷案）である。つまり、「核廃絶に向け具体的措置を講じる」ことを強調するリベラリストのアプローチに、「核のある時代には抑止力を維持する」ことを論じるリアリズムのアプローチの両者のバランスをとったものである。オバマ大統領の核政策チームはリベラリストの代表格であるイボ・ダルダーＮＡＴＯ大使が率い、そのメンバーにはスーザン・ライス現国連大使、ジョセフ・シリンシオーネ・ブラウンシェオーネ・ブラウンシェアズ基金理事長ら30人ほどが傘下にあった[5]。

一方、リアリストの代表がペリー元国防長官であり、オバマ大統領は政権発足直後から、オバマ大統領の核政策チーム（イボ・ダルダー、スーザン・ライスら30人ほど）にペリーを中心とした四賢人の提案を基にして、オバマの核政策を具体化することを命じた[6]。

ペリーは「米国の核態勢」の下院軍事委員会の議会証言で、米国の国家安全保障のために抑止力を維持する一方、核不拡散と核兵器と核関連物資の予防措置を行うことの必要性を述べ、同時に両者のバランスをとることの重要性を説いた。そして、これがオバマ政権の核軍縮・不拡散を「リード」するとともに脅威を「ヘッジ」する、いわゆる「リード・バット・ヘッジ（主導するがヘッジする)」の核政策であると説明している。

この「リード・バット・ヘッジ」政策は、冷戦崩壊後のクリントン政権時代の核政策であるとペリーは説明する。ブッシュ政権では一時この政策は頓挫していたが、オバマ政権下で再び、この政策が再開されたのである。「リード・バット・ヘッジ」政策は、「抑止」と「核兵器の危険を減らす」という二つの大きな方針を持つとし、このコンセプトは米議会の超党派委員会でもコンセンサスを得た[7]。そのコンセプトを実行に移すべくオバマ大統領はプラハ演説の後、国連安全保障理事会「核不拡散と核軍縮に関する安保理首脳会合」（2009年９月24日)、核セキュリティ・サミット（2010年４月12～13日）で一貫して「核なき世界」へ向けて邁進した。

そういったオバマの考えは国防総省のＮＰＲチームに反映され、2010年４月に「核態勢の見直し」（ＮＰＲ2010）[8]で発表され、オバマ政権の核政策となった。本論文では、オバ

---

[4] 川上高司『米軍の前方展開と日米同盟』(同文舘、2004年４月）77頁
[5] 吉田文彦『核のアメリカ』岩波書店（2009年７月） 238頁
[6] 春原剛「プラハを演出した四賢人」『外交フォーラム』No.253（2009.8)
[7] http://armedservices.house.gov/pdfs/FC050609B/Perry_ Testimony 050609.pdf（アクセス8/30/10)
[8] Department of Defense, Nuclear Posture Review Report, April 2010.

マ政権のリベラリスト的「核のない世界」（リード政策）とリアリズム的「核のある世界」（ヘッジ政策）がハイブリッドされたＮＰＲの内容を紹介・分析し、日本がいかに今後拡大抑止を確保するかという日本の核政策に関して論じる。

２．ＮＰＲ2010による現在の安全保障環境の分析

オバマ大統領の米国が主導（リード）して「核廃絶に向け具体的措置を講じる」と述べたアプローチの部分は、まさに、世界から「核兵器を廃絶する」ことにより世界平和が達成されるというリベラリスト（軍縮派）のアプローチである。ここでは国家の安全保障よりも人間の安全保障が優先され、世界からの核の削減・廃絶へ向けての動きを中心とする。また、リベラリストにとり「核の役割」は変化したのでありもはや無用の長物となる。したがって、あらゆる手段や方策を使って廃絶をするべきだと考える。

また、オバマ大統領は一方で、「核のある時代には抑止力の維持は担保する」と宣言している。この後者の「抑止（ヘッジ）」をする政策をとるのが、リアリスト（核抑止派）のアプローチである。リアリストにとり国家の安全保障が優先される。世界は無政府状態であるため国家の安全保障が優先され、核の役割は国家の安全を確保するために重要であるというアプローチである。このアプローチに立てば、敵からの攻撃を防ぐために「核の抑止力」をいかに確保するかというのが至上命題となる。また、リアリストは軍縮よりも核兵器の果たす役割の重要性を優先する。ブッシュ前政権はまさにこのアプローチを採り、国益至上主義となる。この前提に立てば、核軍縮も米国の有利に展開すべきであり、包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の批准はやるべきではないし、ＮＰＴは米国が有利に展開すべきであるという考え方につながる。

現にブッシュ政権の安全保障政策は、米国本土の安全保障が最優先課題と位置づけ、核軍縮や原子力の平和利用よりも、リビアやイラクなどの「ならず者国家」に核を保有させないように強圧的政策で核保有をあきらめさせ、あるいは先制攻撃を行った。さらには北朝鮮などから核物資やミサイルが流出しないようにＰＳＩ（拡散に対する安全保障構想）などを推進し核の不拡散に重きを置いた。

ＮＰＲ2010の特徴は、核軍縮を重視するリベラリストの見解と、核抑止を重視するリアリストの見解のハイブリッド（折衷）である。

ＮＰＲはこれまで過去２回発表され非公開であったが、今回の３度目のＮＰＲは公開され、実質的にオバマ大統領の「核のない世界」へ向けての核政策が発表された宣言政策としての意味合いが強い。ＮＰＲが国防総省から発表されるに当たり、国務省、エネルギー省、米議会、そして同盟国とも事前にすり合わせが行われた。また、2010年２月１日に発表された「４年ごとの国防戦略の見直し（ＱＤＲ）」と「弾道ミサイル防衛見直し（ＢＭＤＲ）」にも反映されその見解が盛り込まれた[9]。ＮＰＲは2008年度国防授権法により2010年２月に提出することが義務づけられていたが、新ＳＴＡＲＴの合意が４月８日に行われるのを待ったためその直後に出された。

---

[9] Special Briefing on New Nuclear Posture Review from the Pentagon, April 06, 2010. <http://www.globalsecurity.org/military/library/news/2010/04/mil-100406-dod04.htm(アクセス 9/3/10)>

ＮＰＲ2010は、現在の安全保障の環境を、先ず、「核テロリズム」が「今日の差し迫った、非常に危険なもの」としている。つまり、アルカイダやその同胞の過激派が核兵器の入手を目論み、使用することを狙っていることに警鐘を鳴らす。そして次に、「核拡散」が「もう一つの差し迫った脅威」とする。核武装を目論む北朝鮮、イランの活動が地域の安定と不安定を増大し、ひいては、核不拡散体制を弱体化させ国際社会の安定に悪い影響を与えるとする。そして、最後に、核保有国であるロシアと中国との戦略的安定を確保する必要があるとしている。ロシアは核兵器の能力において米国に唯一匹敵する国であるが、冷戦後に米露関係は根本的に変化し、もはや対立はしていないと認識をしている。一方、中国に関しては、力強く、繁栄し、成功した中国が世界的な大きな役割を担うことを歓迎する。しかしながら、核兵器の質・量的な近代化を含む中国の軍事力の近代化のスピードと範囲を懸念している。そして、中国の近代化プログラムの速度、範囲、戦略さらにはドクトリンに関しての透明性が欠如していることが、中国の戦略的意図に疑問を生じさせるものとなっているとする。この箇所は、２月に出されたＱＤＲ2010と論調を同じにしている。

３．ＮＰＲの５つの柱

ＮＰＲ2010では以上の安全保障環境の認識に立ち、第１に「核拡散および核テロリズムの防止」、第２に「核兵器の役割を低減する」、第３に「戦略的抑止の維持と核戦力レベル低減の中での安定」、第４に「地域抑止の強化と同盟・パートナーの再保証」、第５に「安全、確実かつ効果的な核の在庫の維持」、の５つの柱を立てている。

（１）核不拡散および核テロリズムの防止

ＮＰＲ2010は冒頭からオバマ大統領の「核のない世界」を追求することを掲げながら、そのために必要な「核拡散および核テロリズムの防止」を第１点目としてあげた。

そしてそこでは、「今日の最も差し迫った深刻な脅威」は核テロであり、また「今日のもう一つの喫緊な脅威」は核拡散であるとし、その対応が米国の最優先事項とする。そして、それらの問題へ対応するために、第一に、「核不拡散体制」を強化するための国際取組を主導することが重要であると述べ、軍備管理・不拡散レジームや国際協調を重視している。具体的には核不拡散レジームである国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の保障措置強化、遵守措置、エネルギー省の不拡散プログラムを25％増額することをあげている。また、特に北朝鮮やイランが核兵器を獲得する野心を削ぐことが重要であるとする。これらの点で、先制攻撃を行使し国家創造活動を行うことにより核の拡散や核テロリズムを防止しようとしたブッシュ政権の手法とは全く異なる核政策にオバマ政権は転換したことになった。

第二に、「核テロリズム」を防止するための取組をあげる。そして、攻撃を受けやすい世界中の核物資を安全にする取組を４年以内に行い、核物資の密輸を発見し阻止する能力を充実させることを目標にあげた。

第三に、第６条を含むＮＰＴの義務を米国が履行することを再確認している。具体的には、新ＳＴＡＲＴ条約、ＣＴＢＴ批准・発効、核分裂性物資生産禁止条約（ＦＭＣＴ）交

渉の開始、また、検証された包括的国家研究開発計画などを行う。

第四に、米国の関わり方を更新することで、テログループやその支援国家、大量破壊兵器の取得もしくは使用をテロリストに支援する非国家主体や国家に対する米国の関わり方を刷新する。

（２）核兵器の役割の低減

ＮＰＲの第２点目として、「核兵器の役割の低減」を米国の政策として宣言した。ここでは、第一に、核不拡散義務を遵守する非核兵器保有国家へは「消極的安全保証」を強化するとする。そして、米国は「ＮＰＴ加盟国であり、核不拡散の義務を遵守する核を保有しない国(非核ＮＰＴ加盟遵守国)」に対しては核を使用したり威嚇をしたりはしないとした。しかしながら、もしこれらの国からの生物・化学兵器による攻撃が米国や同盟国・パートナーに対して行われた場合には、破壊的な通常兵器による報復を行う。またさらに、非核ＮＰＴ加盟遵守国からの生物・化学兵器による脅威が切迫した場合、米国は適切な対処を行う、と宣言している。

第二に、「核兵器保有国およびＮＰＴを遵守しない国」（核保有ＮＰＴ加盟非遵守国）に対する対応は、米本土および同盟国・パートナーの重要国益擁護という極限状態においてのみ核兵器を使用し得る。そして、核保有ＮＰＴ非遵守国からの通常兵器もしくは生物・化学兵器による緊急事態が起こった場合には、核による報復の道は狭いが残っている。

このように条件つきの「唯一目的（Sole Purpose）」を米国が宣言したことにより、ＮＰＴ非加盟国に対してはＮＰＴに加盟を、また、ＮＰＴ加盟非遵守国に対しては、ＮＰＴ遵守を呼びかけたのである。このことにより、「核兵器の役割の低減」と「核不拡散体制の強化」をリンクさせた。さらには、核を保有しようとしている国（イラクや北朝鮮）に対して、核を保有しなければ核攻撃を行わない「消極的安全保証」とも関連づけ、核不拡散のインセンティブをあげたのである。

第三に、核兵器が存在する限り米国の基本的な役割は、本国および同盟国・パートナーに対する核抑止である。その一方で、核よりも非核による抑止の役割を強化し、非核手段（通常・化学・生物兵器）による攻撃を抑止する核兵器の役割を大幅に低減するとすることを宣言した。

（３）戦略的抑止の維持と核戦力レベル低減の中での安定

ＮＰＲの第３点目として、「戦略的抑止の維持と核戦力レベル低減の中での安定」をあげた。ここでは、第一に、新ＳＴＡＲＴ条約を欠くべからざる次の段階とし、①戦略核弾頭数 1,550（戦略攻撃能力削減条約（ＳＯＲＴ）より 30％低い)、配備戦略運搬手段 700、配備および非配備戦略発射装置 800（ＳＯＲＴより 50％低い）をそれぞれ上限と定め、②新ＳＴＡＲＴ条約でも、戦略的安定を合理的なコストで維持可能とし、核の３本柱（大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ)、潜水艦発射弾道ミサイル（ＳＬＢＭ)、戦略爆撃機）を引き続き保持し、③米国はすべての配備ＩＣＢＭを単弾頭化（de-ＭＩＲＶ）し、一つのＩＣＢＭに一つの核弾頭を搭載する。④ミサイル防衛（ＭＤ）および長距離通常兵器能力の制限

はない。

第二に、核危機における米大統領の政策決定の決断の時間を最大限にするために、大統領の指揮命令システムに新たな投資を行う。

第三に、中ロとより安定した透明性のある戦略的関係を促進するため、両国とのハイレベルの対話を追求する。

（４）地域抑止の強化と同盟国・パートナーの再保証

ＮＰＲの第４点目として、「地域抑止の強化と同盟国・パートナーの再保証」があげられている。第一に、地域抑止の強化のために、米国は同盟国やパートナーとの安全保障関係を、潜在的脅威への抑止のみでなく、不拡散の目的からも重要であるとする。そして、ＮＡＴＯ諸国に配備した核兵器が同盟の団結のみならず、再保証（reassurance）を提供するものとなっている。

また、アジアおよび中東のパートナーと「地域的安全保障アーキテクチャー」をいかにして強化するか、また、米国の拡大抑止を再保証するために、戦略対話を続けるとしている。その観点から、「地域的安全保障アーキテクチャー」には、通常パワープロジェクション能力、効果的なミサイル防衛、カウンターWMD（大量破壊兵器）能力、統合された指揮・統制を高める必要がある。

第二に、米軍と同盟国に核の脅威が残存する限り、鍵となる地域的安全保障のアーキテクチャーは核の構成部品を留保する。具体的には、①戦術戦闘機や重爆撃機に搭載され前方展開された米国の核兵器の能力を留保する、②Ｂ61 核爆弾の寿命延長はすべての範囲にわたって推進する、③核弾頭海洋発射巡航ミサイル（ＴＬＡＭ－Ｎ）（核弾道トマホーク）は退役する。

第三に米国の拡大抑止の信憑性と効率性を維持するため、同盟国とパートナーへの緊密なコンサルテーションを継続する。

（５）安全、確実かつ効果的な核の在庫の維持

ＮＰＲの第５点目として、「安全、確実かつ効果的な核の在庫の維持」が重視されている。ここでは、第一に、米国の貯蔵管理の原則を述べている。すなわち、①核実験を実施せずＣＴＢＴの批准および発効を追求する、②新しい核弾頭の開発をせず、核弾頭延命プログラム（ＬＥＰ）を継続し、既存の核弾頭の改装と異なる核弾頭からの核構成部品を再使用する。特にＷ－76 弾頭（潜水艦用）のＬＥＰの推進、Ｂ－61 弾頭のＬＥＰの研究等の推進、Ｗ－78 弾頭（ＩＣＢＭ用）のＬＥＰの研究を開始する、③核構成部品の代替は核備蓄管理プログラムの目的が達成できず、また、大統領と議会の許可があった場合に可能である、④必要最低限の水準の核備蓄は保有する。

第二に、核兵器複合体への投資を増やすと宣言したことである。これは、米国の軍事基盤の数十年先を決定することになる重要な決定であると考えられ、米国の核態勢はある程度の水準の維持が将来とも可能となった。すなわち、①ＬＥＰの実施に必要な科学・技術・工学的基盤を強化し、②安全で効果的な核兵器を維持するために、ロスアラモス国立研究

所などへの核関連プロジェクトへの予算措置が必要である、③ウラン処理工場の新設が必要である、④国防総省およびエネルギー省のカギとなる人的資本を採用し確保せねばならない、⑤核のミッションを遂行するリーダーシップを継続させることに焦点を当てねばならない。

４．拡大抑止の再確保

（１）核の「数」の低減と「役割」の低減

オバマ政権が強調する「核のない世界」へ向かう際に、「核の役割の低減」が起きる。その際の我が国にとっての最大の課題は拡大抑止が確保できるかという点につきる。つまり、日本にとり重要な点は、第一に米露の核が削減されるなか、中国が核兵器を増やし続け、米中間でＭＡＤ（相互確証破壊）状態に近くなった場合に、米国の日本に対する拡大抑止が確保できるのかという点と、第二に、北朝鮮からのWMD兵器（特に、生物・化学兵器）攻撃に対する拡大抑止を米国が核で再保証してくれるかどうかという点にあった。

第一の点につき、「数の低減」と「役割の低減」という二つの問題がある。先ず、「数の低減」に関しては、核テロと核拡散とならんで、相互の脆弱性のためにお互いが共倒れをおそれて第一撃を行わないことによって保たれる「戦略的安定性」が問題となる。すなわち、米国と中露との戦略的安定性の問題が中核課題となっているのである。この中で日本にとっての最大の懸念事項は、米中の戦略的安定性がどういう意味合いをもつのか、日本が中国に対して、拡大抑止を米国から確保（再保証）できるのかという問題である。

新ＳＴＡＲＴ条約で、米露は配備済み核弾頭数を 1,550 に制限し、核運搬手段の配備済み総計を 700 基とした。そして査察によって数量を確認する際に実際に搭載されている弾頭数を規制対象とした。その結果、米国がＳＬＢＭを重視、ロシアがＭＩＲＶ化ＩＣＢＭを重視した配備になることが予想される。米国は、ＩＣＢＭ（単弾頭化したミニットマンⅢ）への配備が 420 発、戦略爆撃機に配備する弾頭数が約 100 発、ＳＬＢＭに約 1,000 発の配備となる。これは、ミニットマンⅢが固定式であり、第一撃への脆弱性が高いので配備数を低く抑え、命中精度が高く脆弱性が低いＳＬＢＭ（トライデントＤ－５）への配備を高め、第二撃能力を維持したものと考えられる。一方、ロシアは、米国なみのＳＬＢＭを有していないため、ＭＩＲＶ化ＩＣＢＭ依存重視にならざるをえないとされる。このように米露は核弾頭の数に基づいた相互の脆弱性に基づく戦略的安定性を保ちながら軍縮を進めている。

では、米中間ではどうであろうか。中国の核弾頭数は現在 240 発だとされているが[10]、毎年中国は核弾頭数とＩＣＢＭを増強している。この状況ーすなわち米国の核保有数が減り、中国のそれが増加ーが継続すれば米国の拡大抑止に信憑性の問題が生じる。すなわち、「東京の代わりにロサンゼルスを」の論議である。これは、中国が東京を先制攻撃した場合、米国が北京を攻撃した報復としてロサンゼルスが中国からの第二撃で壊滅することに米国は耐え得るのかーという論議である。言い換えるのであれば、米国が核戦略上、対中

---

[10] Bulletin of the Atomic Scientists /WWW.THEBULLETIN.ORG, Juyl/August 2010, p78.
<http://www.thebulletin.org/files/064003009.pdf（アクセス 9/7/10）>

優位ではなく、米露間と同じ戦略的安定性を求めるようになれば、我が国の拡大抑止に重大な懸念が生じることになる。そうなれば、我が国は、非核３原則（作らず、持たず、持ち込まず）を改めて、持ち込むことを認める非核２原則を考慮する必要が生じてくるかもしれない。

これに関連して、ＮＰＲでは核弾頭海洋発射巡航ミサイル（ＴＬＡＭ－Ｎ）（核弾道トマホーク）の退役を宣言した。これは、日本が米国の拡大抑止の信憑性にかかわるとしてＮＰＲの発表前に米側に伝えられていたとされる懸念事項が現実のものとなったものである。米国は冷戦終焉後、アジア地域から海上発射や潜水艦搭載の核兵器も含む前方展開核兵器を引き揚げた[11]。しかしながら、潜水艦搭載型ＴＬＡＮ－Ｎは再配備するとして保管されてきて拡大抑止の一翼を担うと考えられてきた。しかしながら、実情ではＴＬＡＭ―Ｎは、保管状況が劣悪であり、再搭載訓練も行われておらず、再配備は困難であることが調査で指摘されていた[12]。そのための退役と考えられ、実際上は米国の拡大抑止に直接的には係わるものではないが、抑止という政策上、心理上の観点からは多いに係わるものであったと考えられる。

この点、ＮＰＲでは、核爆弾あるいは巡航ミサイルを搭載した爆撃機や、両用（通常兵器と核兵器）戦闘機の前方配備がある。さらには、ＩＣＢＭやＳＬＢＭの戦略核兵器があり、これで信頼性のある拡大抑止を提供することができると述べる[13]。ここでいう、爆撃機とはグアムに配備されている戦略爆撃機Ｂ－２や､将来配備が予定されている両用戦闘機Ｆ-35 を指すものと考えられる。

さらに、米中間に戦略的安定性が生じる可能性が強くなればなるほど、米中間に核のエクスチェンジの可能性はなくなり、かつ、中程度の核抑止力を果たしていたＴＬＡＭ－Ｎといった兵器が退役するとなると中国の軍事的活動が活発化する可能性が生じる。すなわち、核戦略レベルで相互の脆弱性に基づく戦略的安定性が揺らぎ、通常兵器レベルで挑発的行為が生じやすくなる、スタビリテイ・インスタビリテイ・パラドックスが生じる可能性がある。この場合、東シナ海の海底油田をめぐる境界線や尖閣列島をめぐり中国が攻勢に転じる恐れがあることに留意せねばならない[14]。

（２）拡大抑止の信憑性

また、「核の役割の低減」による拡大抑止の信憑性の問題がある。

ＮＰＲ2010 では、「米国は、米国および同盟国・パートナーに対する核攻撃を米国の核で抑止することを“唯一目的 (sole purpose)”とすることを目的としつつ」と述べている。ここでいう「唯一目的」とは、核兵器の役割を他国の核兵器の抑止に限定するもので、核保有国がすべて「唯一目的」を宣言すれば、核兵器の役割は限定されることとなり、核軍縮を進めていくための条件が整っていくという考え方である。しかしながら、米国が中国

---

[11] NPR, p32.
[12] Task Force on DOD Nuclear Weapon Management, “Report of the Secretary of Defense Task Force on DOD Nuclear Weapons Management Phase II: Review of the NOD Nuclear Mission,” p44-45.
[13] NPR,p32.
[14] 高橋杉夫「核兵器をめぐる諸問題と日本の安全保障」『海外事情 7/8 月号』(2010.7) 48 頁

を核抑止の対象とすると公に「宣言」することが可能であろうか。米国の圧倒的に優位な通常兵力に対する抑止力として核に依存する核保有国が受け入れる可能性も現在のところ低いと考えられる。これを我が国の立場から考えるのであれば、もし、米中、米露が「唯一目的」をお互いに宣言した場合、中国からの核の脅威に対しては、前述したような拡大抑止を米国が日本に提供するのか、そうでない場合、日本はどう抑止力を確保すればよいのか等の疑問が呈される。

次に、ＮＰＲ2010は、「通常戦力を強化し続け、非核兵器による攻撃を抑止するための核兵器の役割を低下させていく」[15]と述べている。ここで言う非核兵器による抑止力とは具体的に何を指すのか。ＮＰＲ2010は、ＮＰＲ2001で示された攻撃（核・非核）、防御および即応できるインフラストラクチャーのニュー・トライアッドの概念を踏襲しているが、特に核から非核にその重心を移しているところに特徴がある。

ＮＰＲ2010では、核兵器への依存を低減させる代わりに非核即応地球規模兵力（ＣＧＰＳ：Conventional Prompt Global Strike）を開発することで抑止力を代替することを述べている。そして、特に、地域的な時間が一刻も争われる敵の壊滅に有効な手段だとされる[16]。ＣＧＰＳとは、地球上のあらゆる地点を１時間以内に攻撃できるミサイルで、弾頭部分の中にＨＧＶ（超高速滑空体、実質的には金属の固まり等）が入る。これが、長距離ミサイルで打ち上げられ、その後大気圏内で分離されＨＧＶは目標に向かって落下を始め、最終的に約マッハ６（時速７千キロ）で突入し、運動エネルギーだけで地中深く貫通し目標を破壊する能力がある。

もし米国が核兵器よりも通常兵器による抑止体系に移行し、さらに消極的安全保証を宣言した場合、非核兵器国がＮＰＴの重要性を再確認することになれば、レジームによる軍備管理・軍縮が強化され不拡散がすすむことになる。

（３）生物・化学兵器攻撃からの抑止

第二に、生物・化学兵器攻撃からの抑止である。従来、米国は「あらゆる手段を用いてこれを抑止する」と「あいまい」な宣言政策を行っていた。つまり、生物・化学兵器による同盟国に対する攻撃には核を含むと解釈することで抑止力を担保していたわけである。

この「あいまい」な部分が今回のＮＰＲでは明確にされた。つまり、ＮＰＲでは、「生物・化学兵器からの攻撃に対しては、核による抑止を低減する」とある。しかし、同時に、北朝鮮やイランを想定し、ＮＰＴの非加盟国もしくは、それを遵守しない国に対しては核による報復もあり得るとしている。これならば、北朝鮮からの生物・化学兵器による攻撃に対して、日本は米国からの拡大抑止の有効性が担保されることになる[17]。

---

[15] Department of Defense, Nuclear Posture Review Report, April 2010, p.iX.
[16] NPR2010, p34.
[17] NPR, p16.

５．消極的安全保証

（１）消極的安全保証

ＮＰＲ2010は、核不拡散義務を遵守する非核兵器保有国家へは「消極的安全保証」を強化すると述べている。そして、ＮＰＴ加盟国であり、核不拡散の義務を遵守する核を保有しない国に対しては核を使用したり威嚇をしたりはしないとした。

もともとこの消極的安全保証は1968年に非核兵器地帯条約に規定されたもので、核保有国が非核兵器地帯に対して核攻撃をしないことを保証することにより成立する。1968年のトラテロルコ条約の発効に伴い消極的安全保証も有効となった。その後ＮＰＴ体制が構築されると、非核兵器国からは不満の声があがるようになった[18]。ＮＰＴによって核保有が禁じられ持てる国と持てない国の格差が固定する。非核兵器国にとっては、核攻撃されないという保証がない限り常に安全保障上の不安がつきまとう。そこでこの不満に対応するべく、米国は1978年に「ＮＰＴ条約締約国でありかつ非核兵器国に対して核兵器国と同盟または連携して核攻撃を行わない限り核兵器による攻撃は行わない」という消極的安全保証を宣言したのである。これにより、非核兵器国あるいは非核兵器地帯は、核兵器国からの核攻撃を懸念する必要がないこととなった。これを今回のＮＰＲ2010でさらに強化した。

これは核の不拡散にとっても大きな意味を持つ。すなわち、核兵器による攻撃がないという保証は、対抗して核兵器を保有する必要がないことを意味するからである。また、さらにこの消極的安全保証が広く受け入れられ、非核地帯が形成されれば地域の安全は確保できるからである。

（２）非核兵器地帯構想

非核兵器地帯は、特定の地域において地域内における核兵器の生産、取得、保有、管理を禁止し核保有国を含めたすべての関係国の締約（非核兵器地帯条約）によって成立する[19]。非核兵器地帯構想は「新たな核兵器国の台頭を防ぐ」ものとして1958年に西ドイツの核化に脅威を感じたポーランド政府が、ポーランド、チェコ、東西ドイツにおける非核地帯構想を打ち出した（ラパッキ計画）のが最初である[20]。非核兵器地帯は一般的には、特定の地域において、域内国による核兵器の生産、取得、保有及び管理を禁止し、また、核兵器国（米、露、英、仏、中）が域内への核攻撃をしないことを誓約（消極的安全保証の供与）する条約・議定書によって「核のない地帯」を作ることである[21]。非核兵器地帯は、南極、モンゴルの１地域、１か国に加えて、中南米・カリブ海地域諸国、東南アジア諸国連合（ＡＳＥＡＮ）加盟国地域、アフリカ諸国、南太平洋諸国、中央アジア５か国など複数国家による広域が対象とされている。各非核兵器地帯は国際条約（例えば中南米・カリブ海地域

---

[18] 松山健二「米国の戦略核運用政策の変遷と現状」『レファレンス』(2009.1)

[19] U.S.”Negative Security Assurances “At a Glance, Arms Control Association , January 2008 <http://www.armscontrol.org （アクセス9/6/10)>

[20] Jozef Goldbalt, Nulear-Weapon-Free zones: A history and assessment, *The Nonproliferation Review*, Spring-Summer 1997.

[21] 外務省HP「非核地帯の概要」
<http://www.mofa.go.jp/mofaJ/gaiko/kaku/n2zone/gaiyo. html(アクセス9/4/10)>

のトラテロルコ条約）や、その宣言を国際社会が認知すること（例えばモンゴルの非核兵器状態宣言）で設置される。また、上記８か国・地域の他に、中東、南アジア、中欧、朝鮮半島に非核地帯（ＮＷＦＺ）を設けようとする動きがある[22]。

これまでに署名された複数国家による広域における非核兵器地帯条約には、トラテロルコ条約（ラテンアメリカ及びカリブ核兵器禁止条約、1968 年発効）、ラロトンガ条約（南太平洋非核地帯条約、1986 年発効）、バンコク条約（東南アジア非核兵器地帯条約、1997 年発効）、ペリンダバ条約（アフリカ非核兵器地帯条約、2009 年発効）、中央アジア非核兵器地帯条約（2009 年発効）の５つがある。

トラテロルコ条約は、世界最初の中南米地域の非核兵器地帯条約である。1963 年同地域の非核化を求める国連決議が採択され 1968 年４月に発効した。中南米 33 か国が対象ですべてが締約国である。条約は、締約国領域内の核兵器の実験・使用・製造・生産・取得・貯蔵・配備等を禁止する。ただし、平和目的の核爆発は容認している。議定書は、核兵器国が域内で非核化の義務違反行為を助長せず、締約国に核兵器の使用・威嚇の禁止を規定する。すべての核兵器国が批准している。

ラロトンガ条約は南太平洋地域の非核兵器地帯条約で 1986 年 12 月に発効した。太平洋諸島フォーラム加盟 16 の国と地域が対象で締約国・地域の数は 13 であるが、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島、パラオは未署名である。条約は、締約国の核爆発装置の製造・取得・所有・管理、自国領域内での核爆発装置の配備・実験等を禁止し、また、域内海洋（公海を含む）への放射性物質の投棄を禁止する。議定書は、核兵器国による締約国への核兵器使用と使用威嚇を禁止し、域内における核実験を禁止する。露、中、英、仏は批准済みであるが、米は署名のみである。

バンコク条約は東南アジア（ＡＳＥＡＮ諸国 10 か国）における非核地帯条約である。ＡＳＥＡＮは創設以来、「東南アジア平和・自由・中立地帯構想（ＺＯＰＦＡＮ）」[23]を掲げ非核地帯化を目標としていたが、冷戦終結に伴い 2001 年３月批准が完了した。条約は、締約国による核兵器の開発・製造・取得・所有・管理・配置・運搬・実験、公海を含む領域内での放射性物質投棄、大気中放出を禁止し、自国領域内で他国が核兵器の運搬を除くこれらの行動を認めない。議定書は、核兵器国の域内（締約国の領域、大陸棚及び排他的経済水域）での核兵器使用・使用威嚇禁止、核兵器国の条約尊重、条約・議定書の違反行為に寄与しないことを規定するが、核兵器国はすべて未署名である。

ペリンダバ条約はアフリカの非核地帯条約である。1961 年に国連でアフリカ非核地帯化宣言が採択され、1964 年アフリカ統一機構（ＯＡＵ）首脳会合でアフリカを非核地帯とするカイロ宣言が採択され、1991 年南アフリカのＮＰＴ加盟で弾みがつき、アフリカ諸国 54 か国を対象とし 2009 年７月発効した。条約は、締約国による核爆発装置の研究・開発・製造・貯蔵・取得・所有・管理・実験、および自国領域内における核爆発装置の配置、運搬、

---

[22] 「知恵蔵 2008」朝日新聞出版
<http://kotobank.jp/word/%E9%9D%9E%E6%A0%B 8% E5%9C% B0%E5%B8%AF（アクセス 9/4/10）>

[23] 東南アジアに対する域外国の如何なる干渉からも自由、平和且つ中立的な地帯を設立することを目的とするもの。

実験等を禁止する。議定書は、核兵器国による締約国に対する核爆発装置の使用および使用の威嚇を禁止し、また、公海は含まない域内での核爆発装置の実験を禁止する。仏、中、英は批准済みだが、米、露は署名のみである。

中央アジア非核兵器地帯条約は、1997年２月中央アジア５か国（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン）により出された。1997年､1998年の国連総会決議で国連に条約案起草支援を要請、2002年９月、中央アジア５か国条約案文の交渉が終了、2005年２月条約および議定書案が合意され、2006年９月８日、条約署名、2009年３月に発効した。条約は、締約国による核兵器もしくは核爆発装置の研究、開発、製造、貯蔵、取得、所有、管理及び自国領域内における他国の放射性廃棄物の廃棄許可等を禁止している。核兵器国に署名開放される議定書では、核兵器国が締約国に対して核兵器の使用及び使用の威嚇を行うことを禁止するとともに、条約もしくは議定書の違反に資する行為を禁止している[24]。

（３）東北アジア非核兵器地帯構想

また、東北アジアでは、非核兵器地帯構想の議論は冷戦後1990年代に登場した。ジョン・エンディコットとアラン・ゴロウィッツらの研究グループが、東北アジア非核兵器地帯構想を出した。エンディコットの最初の提案は、朝鮮半島の非軍事境界線（板門店）を中心に半径２千kmの円を描き、その中を非核地帯にするという円形地帯の提案であった。地帯内には韓国、北朝鮮、日本、台湾と中国、ロシア、モンゴル、それに米国も条約参加国に含まれた。しかし、その後、地帯内に米国領土が物理的に含まれるべきであるという考えから、円形を長軸が米国アラスカの一部にまで伸びるような楕円形地帯に拡大した非核地帯案へと提案を発展させた。エンディコット案は、「非核化の対象をひとまず非戦略ミサイル用弾頭に絞る」という限定条件のついた「限定的非核兵器地帯」の提案を出した。その後、エンディコットは、限定的非核兵器地帯構想での円形ないし楕円形地帯の実現は極めて困難であるとし、限定的非核兵器地帯に至る最初のステップとして日本、韓国、モンゴル、北朝鮮という非核兵器国に基礎をおいた第一段階・限定的非核地帯案を構想した[25]。

アンドリュー・マックは国連軍縮研究所（ＵＮＩＤＩＲ）の報告書で、韓国、北朝鮮、日本、台湾の東北アジア非核兵器地帯を提案した。台湾に関しては国ではないがアジア太平洋経済協力会議（ＡＰＥＣ）の一員であり、東北アジア非核地帯を構成する地域としての条件があるという指摘を行った[26]。

また、日本からは金子熊夫がエンディコットと同じ板門店を中心に半径２千kmの円形型案を提案したが、限定的非核兵器地帯案とは異なり、地帯内の核兵器保有国と非保有国に

---

[24] 外務省HP「これまでに署名された非核兵器地帯条約」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/n2zone/sakusei.html （アクセス9/5/10）>

[25] Endicott, John E. & Gorowitz, Alan G., *Track II Cooperative Regional Security Efforts: Lessons from the Limited Nuclear-Weapon-Free Zone for Northeast Asia*, Pacifica Review, Volume 11, #3, October 1999. Also Center for International Strategy, Technology & Policy, Georgia Institute of Technology, *The Bordeaux Protocol of the Limited Nuclear Weapon Free Zone for Northeast Asia*, March, 1997.

[26] Mack, Andrew, *A Northeast Asia Nuclear-Free Zone: problems and Prospects*, Chapter 11 of "Nuclear Policies in Northeast Asia," UNIDIR/95/16, United Nations, 1995.

別々の義務条項を課し、核保有国に対しては地帯内の核を段階的に撤去するという考えに基づく全面的な円形非核兵器地帯の提案である[27]。

さらに、梅林宏道は東北アジアの非核兵器国の韓国、北朝鮮、日本の３か国（地域内国家）が非核兵器地帯条約を締結し、周辺の３つの核兵器保有国の米国、ロシア、中国の３か国（近隣兵器国）が「消極的な安全の保証」などを含む非核兵器地帯尊重の議定書に参加するという「スリー・プラス・スリー案」を発表した。梅林によれば、「スリー・プラス・スリー案」のアプローチは、地域内国家（日韓北）がすでに公言した政策に立脚できるという利点を持ち具体性を持つとする[28]。南北朝鮮の間では1992年２月に発効した「朝鮮半島の非核化共同宣言」で①核兵器の実験、製作、製造、受領、所有、貯蔵、配備、および使用をしない、②原子力エネルギーを平和目的にのみ利用する、③核再処理施設とウラン濃縮施設を保有しないことを約束している[29]。また、日本は「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」という「非核三原則」を持ち[30]、1955年の原子力基本法は第２条で原子力の軍事利用を禁じている[31]。

そして、東北アジア非核兵器地帯構想は民主党の主張として取り入れられている。

６．まとめ

これまで説明してきたＮＰＲ2010の内容は、その最終章にポイントがまとめられ、「(米国の核政策は）核不拡散および核テロリズムに焦点をあて、非核兵器抑止能力の依存を高め、地域安全保障を強化することになる。そして、新ＳＴＡＲＴ批准・発効の後、さらなるロシアとの大幅な核削減達成を目標とし、その他の核保有国からの核の制限・削減を努力する。しかしながら、核兵器が存在する限り、安全・安定・効果的な核抑止力を維持することにある」と述べられている。これは、核拡散および核テロリズムの防止、核兵器の役割の低減、戦略的抑止の維持と核戦力レベル低減の中での安定、地域抑止の強化と同盟国・パートナーの再保証、安全、確実かつ効果的な核の在庫の維持、の５つの柱としてまとめられている。

最後に、米国の核態勢上の課題とその対応を整理し、さらに、ＮＰＲで何が決定されたかを論じるとともに、それが日本に与える影響についても付言したい。

（１）ＮＰＴの核態勢上の課題とその対応

今回のＮＰＲは前述したようにオバマ政権の核政策を事実上発表するものとなった。そ

---

[27] Kaneko, Kumao, *Japan Needs No Umbrella*, Bulletin of Atomic Scientists, March/April 1996.

[28] Umebayashi, Hiro, *A Northeast Asia NWFZ: A Realistic and Attainable Goal,* INESAP Conference, Gothenburg, Sweden, May 30 - June 2, 1996. It appears in INESAP Information Bulletin, No. 10, August, 1996. Also, *Northeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone: Impact of the South Asian Nuclear Weapons Tests*, presented at
the Alternative Security Conference, Manila, Philippines, July 22 - 24, 1998.

[29]「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」
<http://www.gensuikin.org/e_asia/S-N_dclr91.htm（アクセス9/4/10）>

[30] 外務省HP「非核三原則に関する国会決議」
<http://www.mofa.go.jp/mofaJ/gaiko/kaku/gensoku/ketsugi.html（アクセス9/4/10）>

[31] http://www.houko.com/00/01/S30/186.HTM（アクセス9/4/10）

こでの構成は、核態勢上の３つの課題として、第一に、「核テロ」を最も切迫した最大の脅威とし、第二に「核拡散」を差し迫った脅威とし、第三に、ロシア（中国）との戦略的安定性の確保を求めた点にある。このうち、「核テロ」と「核拡散」に取り組むことが最も重要な課題と位置づけ、ロシアと新ＳＴＡＲＴ条約を締結し、さらなる核削減を目標にかかげている。一方、中国との戦略的安定性はまだ模索中であり、「戦略的再保証（Strategic Reassurance)」を中国に提示しながら今後の成り行きを見守っているのが現状であろう。ここでいう、「戦略的再保証」とは、「中国の台頭を歓迎するが、その代わりに他国の安全と平和を保障する」ことを相互に確認することである。オバマ政権は「戦略的再保証」という言葉で中国の地域覇権を認める代わりに、米国の既得権益も認める「共存関係」を中国に提示したのであった。

これら「３つの課題」に対して、「３つの政策」で対応する考えをＮＰＲでは示している。第一に、核のセキュリティの強化がある。これは、核セキュリティ・サミットなどを開催し米国がリード（主導）することによって行なわれる。第二に、ＮＰＴの強化である。ＮＰＲに「条件付きＮＳＡ（消極的安全保証)」などいろいろな条件（レトリック）をつけることにより、ＮＰＴを強化し拡散防止を米国は行おうとしている。また同時に、目標として掲げられている「核兵器の役割・数量の削減」のためにもＮＰＴの強化が必要となるわけである。そして、核戦力レベルを低減する中で戦略的抑止を確保するために、核のインフラを強化し、核の備蓄の信頼性を強化し、同盟国・パートナーに対して再保証（reassurance)を与え、地域安全保障のアーキテクチャーを構築する必要があるのである。第三に、信頼の向上を通じた戦略的安定性をロシア（中国）に求め、ロシアとは核兵器の役割と数量の削減を目指すと同時に、米露に核テロや核不拡散に対する協力を仰ぐことで対処することである。

（２）ＮＰＲの決定事項と日本への影響

ＮＰＲ2010は、宣言政策、兵器プログラム、核産業インフラの育成の３つの決定がなされた。

第一の宣言政策では、先ず「条件付きＮＳＡ（消極的安全保証)」が宣言された。すなわち、非核ＮＰＴ遵守国へは消極的安全保証を強化するとするものである。しかしながら、「唯一目的（sole purpose)」に関してはまだそのタイミングではないとして「基本的役割（fundamental role)」を他国からの核の抑止にあると述べるにとどめている。また、生物・化学兵器への対応に関しても明確化された。すなわち、核保有ＮＰＴ加盟非遵守国に対しては、米国本土や同盟国・パートナーに対して使用された場合には核報復を行い得るとした。

このように、米国は自国の核政策を通じて、ＮＰＴ非加盟国に対してＮＰＴ加盟を、ＮＰＴ加盟非遵守国にはＮＰＴ遵守を促し、核不拡散体制の強化とリンクさせた。さらには、消極的安全保証とも関連づけたのである。さらに、米国の役割は核抑止にあるが、核よりも非核による抑止の役割を強化すると、「核の役割の低減」を宣言した。

第二は兵器プログラムをＮＰＲで提示された核政策に応じて決定したことである。これ

は、ＱＤＲ2010（2010年２月）でも述べられたように新規能力の開発を放棄することである。さらには、ＴＬＡＮ－Ｎの退役も宣言された。その他、新ＳＴＡＲＴ条約で定められた、配備済核弾頭数の上限1,550発との関連から、第一撃に対して脆弱であるミニットマンⅢ型の単弾頭化がきめられた。このことはすなわち、米国の抑止態勢の三本柱（爆撃機搭載核ミサイル、地上発射大陸間弾道ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイル）のうち、地上発射大陸間弾道ミサイル（ＩＣＢＭ）よりも潜水艦発射弾道ミサイル（ＳＬＢＭ）へ米国の核抑止態勢を大きく依存するようになる決定がなされたと言えよう。このことから、中国のとるＡ２ＡＤ（アクセス拒否・領域拒否）の聖域1,500㎞から離れた場所から米国は抑止力を確実に確保できるようになるとも言えよう。

一方、開発が決まったものとして、新型ＩＣＢＭ（大陸間弾道ミサイル）、新型ＳＬＢＭ/ＳＳＮ（潜水艦発射弾道ミサイル）、新型ＡＬＣＭ（空中発射弾道ミサイル）がある。さらには、前述したＣＰＧＳ（非核即時地球規模攻撃兵力）の開発・配備により、核抑止から非核抑止への道も示されると言ってよいであろう。この他、新ＳＴＡＲＴを前提として兵力構成へも投資が行われることとなった。これらの開発により、核の役割を低減する中で、質を向上させることにより米国は核・非核戦力の面であらゆる国に対する比較優位に立てることとなった。

以上を総じて言うならば、ＮＰＲ2010では、冷戦後の戦略環境のドラスティックな変化および脅威の対象の変化に対応した、全く新たな核政策が示されたことになった。それは、今後、米国の前方展開戦力態勢にも大きく影響を与えることになる。とりわけ、核戦力における兵器調達が示されたこと、宣言政策がＱＤＲ、ＢＭＤＲに続いてＮＰＲで示されたことは我が国の安全保障に大きく影響を与えるものとなった。

我が国の安全保障にとり重要なのが中国の軍事拡大とそれに伴う最近の中国の東シナ海での活発な動きである。これは、中国はＡ２ＡＤ（接近拒否・領域拒否）戦略という「敵を防衛線内に入れさせず（Ａ２）、防衛線を突破されても内側で敵の行動を拒否する（ＡＤ）」戦略を採用し始めた。ここで問題とされているのは、中国のＡ２ＡＤ戦略に対して、米国が大陸から約1,500 ㎞までの間を「聖域」として米軍のアクセスを遠ざけるエア・シー・バトルの戦略概念に基づいてその防衛態勢を確立する可能性があることである。中国がＡ２ＡＤ戦略に成功すれば、中国から米軍の前方展開基地であるアンダーセン、嘉手納、岩国、三沢、佐世保などの基地が先制攻撃対象に含まれ、脆弱となる。将来、通常戦力面で中国が米国にキャッチアップし、かつ核戦略でもスタビリティ・インスタビリティ・パラドックス（戦略核レベルで相互脆弱性に基づく安定性が生じ、通常兵器レベルで挑発的行為が起こりやすくなる状況）が米中間で生じた場合、米国は前方展開の基地のグレビティー（重心）をそれよりも外側に移転しより脆弱性を低める必要がでてこよう。

日本は地理的に中国に隣接し、中国が日本に対して軍事的脅威である以上「ヘッジ」を怠ることは出来ない。しかしながら、日本独自では中国の強大な軍事力には対抗できず、沖縄の嘉手納（米空軍）と普天間（海兵隊）を中心とする米軍の最重要基地で中国に対し強力な抑止力を確保している。また、４月に発表した「核態勢の見直し」（ＮＰＲ2010）の中でも、同盟国への拡大抑止の再保証（reassurance）は核よりも非核に比重を移すことを

述べている。したがって、在日米軍の抑止力の果たす役割は益々重要になる。

しかしながら、日本との普天間基地移転問題も暗礁に乗り上げ、かつ上記のような状況になった場合、米国は駐留米軍を再考する状況が生まれよう。その際に日本はいかにして拡大抑止を確保できるかが課題となろう。もし、在沖米軍の態勢に変化が起きた場合、その「力の真空」を埋め合わせるために通常抑止においては自衛隊の南西シフトが死活的となり、我が国が抑止を確保するためにも米軍と自衛隊との一体化が課題となるであろう。

以上は、我が国の次期防へも大きくカウントされねばならないことであり、言い換えるならば、日本の安全保障戦略の根本的見直しをする時期が否応なしに訪れたと言ってよいであろう。